

危機管理対応マニュアル

放課後等デイサービス だんでらいおん

危機管理対応マニュアル

〈目的〉

このマニュアルは、放課後等デイサービスだんでらいおんにおける危機に対する具体的な対応を示すものである。危機に対しては、マニュアルに基づき、迅速かつ的確に対応し、利用者および職員の安全の確保に努めるようにする。

〈普段の取り組み〉

- ・普段から安全対策に取り組み、環境整備や避難グッズ等を確認、点検して置くようにする。月に一度、日を決めて安全確認を行う。
- ・避難訓練を行い、利用者、職員が非常時の対応を確認しておく。
- ・緊急持ち出し袋を用意し、常に利用者プロフィールを入れておき、緊急時の医療機関や連絡先がわかるようにしておく。
- ・利用者の実態を把握し、緊急時にどのような対応が必要かを把握し、必要な場合は緊急持ち出し用具をそろえたり、緊急カードを作ったりする。

〈各事変の対応〉

(1)風水害・雪害

台風などあらかじめ来ることがわかっている場合は、学校の休校に対応し、だんでらいおんの利用も中止する。学校で保護者への引き渡しで下校させる場合もだんでらいおんの利用は中止する。基本的に暴風警報または大雪警報発令時の通所は安全面から中止もしくは支援を早く切り上げさせていただくことがある。

(2)感染症

- ・インフルエンザ・ノロウイルス・コロナ等に感染している利用者およびインフルエンザ・ノロウイルス・コロナ等で学級閉鎖されている学級に所属している利用者については利用をおこわりする。
 - ・家族等が感染し、室内など隔離できない状況の利用者には自粛していただくようにする。
 - ・学級閉鎖が行われた利用者は、学級閉鎖が解除されるまでは利用できないこととする。
 - ・嘔吐した場合は嘔吐物が他の利用者につかないように別室に移動する。嘔吐物が喉につまらないように横向きに寝かせ、手順に添って嘔吐物の処理をする。車内の場合も同様。
- (手順は別紙参照)

(3)火災

【日常の取り組み】

- ・室内の安全管理に努める。
- ・火災報知器・消火器の点検を行うとともに、消火器の使用方法について職員が熟知しておく。
- ・火気を使用する際は、周辺に燃えやすいものを置かないようにし、あらかじめ水や消火器を用意するなど利用者の実態を踏まえて火災が起こらないように配慮する。
- ・避難路の確保をしておく。

【緊急時の取り組み】

ア火災発生

- ・利用者を火災の場から離し、一括管理する。
- ・消火器、毛布、水などで初期消火をする。
- ・非常持ち出し袋に持ち出す物を入れ準備する。
- ・消防署へ連絡する。

イ避難

- ・火災が起こった際は利用者は安全な場所で待機し、保護者と連絡を取り、帰宅させる。
- ・人数確認を行う。
- ・可能であれば利用者の帰宅後、事業所の状況を把握するため事業所へ戻り、次の対応を行う。

【事後の処理】

- ・消防署への対応
- ・事故の報告
- ・なぜ事故が起こったのか、反省と防止策の検討
- ・利用者および保護者への報告

(4)地震

【日常の取り組み】

- ・普段より家具等倒れるものがないかを確認し、固定具を使うなどの安全対策を行う
- ・避難する場所の確認や頭部を守るための毛布やクッションなどを常備しておく。
- ・緊急時の防災グッズを用意しておく。
- ・避難口の確保をしておく。

【緊急時の取り組み】

ア地震発生

- ・携帯の緊急地震速報等があった際、揺れが起こった場合は利用者を机の下にもぐらせたり、安全な場所に誘導し、毛布やクッションなどで頭部を保護する。

イ一時避難

- ・揺れが治ったら利用者および職員の怪我等の状況を把握し戸外へ避難させる。
- ・人数確認を行う。
- ・緊急持ち出し袋、救急セット、災害グッズを持ち出す。

ウ二次避難

- ・怪我人がいる場合は保護者と連絡を取り、その場から救急車を要請するか、車で病院に搬送する。
- ・安全確認をし、人数の確認後、まずは駐車場で待機する。必要に応じて道路の状況を見た上で治田小学校またはなごやかセンターへ避難する。
- ・保護者と連絡を取り、帰宅させる。
- ・可能であれば利用者の帰宅後事業所の状況を把握するため事業所へ戻り次の対応を行う

【事後の処理】

- ・災害状況の報告
- ・怪我の原因は何か、反省と防止策の検討
- ・利用者および保護者への報告

(5)風水雪害

【日常の取り組み】

- ・天気予報、大雨、台風情報等の把握に努める。
- ・ハザードマップ、避難経路等を事前に把握しておく。
- ・災害グッズ、救急セット、非常食、懐中電灯などの用意をしておく。

【緊急時の取り組み】

ア避難準備情報が出た場合

- ・利用者の帰宅準備を行い、速やかに2階へ避難する。
- ・テレビや携帯電話、インターネットなどで情報収集をする。
- ・非常持ち出し袋、避難グッズ、救急セットを用意し、持って避難する。
- ・保護者と連絡を取り、帰宅させる。道路状況が難しい場合は風水害がおさまるまで2階で待機する。
- ・風水害が治まり、安全が確認できた時点で利用者と職員も解散する。

イ避難情報が出た場合

- ・周辺の状況（道路など）を把握し、避難をするかその場に残るかを判断する。
- ・避難できる状況であれば、非常持ち出し袋、避難グッズ、救急セットをもって治田小学校またはなごやかセンターへ避難する。
- ・周辺の状況が悪化している場合は、2階へ避難ができるよう必要な荷物を2階へ運んでおく。
- ・長期の避難に備え、非常食、おやつ、おもちゃなども2階へ運ぶ。
- ・可能であれば保護者へ状況の説明の連絡をする。
- ・状況に応じては消防署へ救助の依頼をする。
- ・風水害が治まり、道路状況等の安全が確認できたら、利用者を帰宅させ、職員も帰宅する。

【事後の処理】

- ・消防署への対応
- ・事故の報告
- ・避難に関する反省と防止策の検討
- ・利用者および保護者への報告

(6)怪我

【日常の取り組み】

- ・普段より室内の安全管理に努める。
- ・ナイフ、はさみなどの刃物、棒、バットなど長い物などは管理する場所を決めておくとともにすぐに子どもが手に取れる場所には置かない。
- ・ナイフやはさみなどを使用しているときは、職員は目を離さずに見守るようにする。
- ・物を投げる危険のある利用者の近くに危険な物を置かない。
- ・パニックや不安定な状況の利用者はめを離さず、危険をあらかじめ察知できるようにする。

【緊急時の取り組み】

ア事故発生

- ・利用者を当事者の場から離し、一括管理する。
- ・加害者がいる加害者にも職員がつき、落ち着かせる。

イ怪我の手当て

- ・怪我の状況を把握し、緊急対応し、保護者に連絡をとる。怪我の状況に応じては救急車を要請したり、車で通院したりし、保護者には病院に来てもらうようにする。
- ・加害者がいる場合にはその保護者にも連絡を取り、説明をする。

【事故後の処理】

- ・ 事故の報告
- ・ 保険会社への連絡
- ・ なぜ事故が起こったのかについての反省と防止策の検討
- ・ 利用者および保護者への報告

(7)病気

【日常の取り組み】

ア 普段より利用者、職員の衛生管理に努める。

- ・ 帰宅後、外出後、おやつ、昼食の前などには必ず手洗いをする。手洗いが難しい利用者は、除菌シートなどで手を拭く。手洗い後はペーパータオルを用いて感染を予防する。
 - ・ インフルエンザやノロウイルス、コロナ等の流行時には利用者帰宅後ドアノブ、洗所、トイレ、机、おもちゃなどを念入りに消毒する。
 - ・ 嘔吐対応グッズを常に用意をし、嘔吐があった際には迅速な対応ができるようにする。
- 感染症を配慮して事後処理を行う。
- ・ 利用者の体調の変化に気を配り、汗の始末や衣服の調整などをする。
 - ・ 連絡帳、学校からの連絡等を参考に体調面を把握するようにする。

【緊急時の取り組み】

ア 病気にかかった時

- ・ 体調の悪い利用者を別室へ隔離する。状況を把握し、対応できる処置を行う。顔色、熱、活動の様子から判断し、保護者に連絡する。状態がよくない時は職員がついて通院し、保護者に病院へ来てもらう。
- ・ ノロウイルスなどの感染症が発生した場合、他の保護者にも連絡をし、帰宅後の体調面に気を配ってもらう。

イ てんかんなどの発作の場合

- ・ 様子観察を行いながら、救急車を要請と同時に保護者にも連絡をする。
- ・ 記録を取り、病状を把握する。
- ・ 他の利用者を一括管理し、人手が足りない場合には帰宅してもらうように保護者に連絡をとる。

【事後の処理】

- ・ 事故の報告
- ・ 事業所の対応の検討
- ・ 利用者および保護者への報告（個人情報に気をつける）

(8)不審者

【日常の取り組み】

- ・ 普段より地域住民との連携を深め、近所の人とまったく知らない人との判断ができるようにする。
- ・ 玄関には日頃から施錠し、来客があった際、インターホンで対応する。
- ・ 不審者訓練を行い、知識や対応の仕方を学ぶ。

【緊急時の取り組み】

ア不審者

- ・ 職員間で決めた合言葉で不審者が来ていることを知らせる。
- ・ 対応をしていない職員は窓ガラスに施錠し、利用者を集め隠れる。
- ・ 警察に通報する。
- ・ 不用意に相手を取り押さえようとせず、さすまた、傘、ほうき、椅子などで相手との距離を取る。
- ・ 不審者が入室した場合は外へ避難し、車で移動できる場合は車で逃げる。
- ・ 安全が確保された状態で保護者に連絡をし、帰宅させる。

イ怪我の手当

- ・ 不審者の暴行によって怪我をした場合は、怪我の状況を把握し、緊急対応し、保護者に連絡を取る。怪我の状況に応じてはすぐに通院し、保護者には病院に来てもらうようにする。

【事後の処理】

- ・ 事故の報告 （県）（市）
- ・ 保険会社への連絡 （怪我等）
- ・ 避難の問題点、それについての反省と防止策の検討
- ・ 利用者および保護者への報告

附則 本マニュアルは令和7年9月1日より施行する